

市政

令和6年12月号

特集

地域一体となって進める 認知症の人にやさしいまちづくり

高齢者人口の増加に伴い、認知症の人のさらなる増加が見込まれている中、各自治体では住民による見守りネットワークの構築、認知症の人の事故を補償する事故救済制度の確立、成年後見制度の普及と市民後見人の養成など、さまざまな取り組みを進めています。

特集では、学識者から認知症基本法成立の意義と、共生社会の実現に向けて自治体へ期待することなどについて寄稿いただきました。また、認知症に対する正しい理解の促進に向けた各種周知活動、全国初の認知症総合条例を基に進めた正しい知識の普及、予防、認知症の人・家族への支援の取り組み、ソフト、ハード両面から進める認知症施策など、認知症の人にやさしいまちづくりを進める都市自治体の取り組みを紹介します。

寄稿 1

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法の意義と自治体への期待

慶應義塾大学大学院教授／認知症未来共創ハブ代表 堀田聡子

寄稿 2

認知症になっても安心して暮らせる 地域を目指して

渋川市長 高木 勉

寄稿 3

「認知症に対する不安のないまちづくり」 の推進

大府市長 岡村秀人

寄稿 4

認知症と共に生きる社会に向けて ～福岡市認知症フレンドリーシティ・プロジェクト～

福岡市長 高島宗一郎



共生社会の実現を推進するための 認知症基本法の意義と自治体への期待

慶應義塾大学大学院教授／認知症未来共創ハブ代表

ほったきとこ
堀田聡子



はじめに

2023年6月14日に議員立法として「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、認知症基本法）」が成立、2024年1月1日に施行された。同法の第11条に定められる認知症施策推進基本計画（以下、基本計画）の案が、近く閣議決定の見通しである（2024年11月25日現在）。

認知症基本法の特徴と「新しい認知症観」

認知症基本法の特徴は、まず第1条に「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）」の実現というビジョンを掲げ、そのために、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、（略）認知症施策を総合的かつ計画的に推進」することが法の目的であると明示した点にある。

そして、第3条の7項目の基本理念の冒頭

に、「認知症の人」を主語として、「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること」を掲げ、認知症の本人の基本的人権の確保と意思の尊重を最優先として示していることも特筆しておきたい。

改正障害者基本法（2011年）に、すでに全ての人が人権を持っているという考え方に基つき、共生社会の実現を目指すことが明記されていることを踏まえれば、これらの特徴は、認知症の人を含む共生社会ができていくのか、という問いを突きつけるものという点もできる。

認知症になると何も分からなくなり、できなくなるという「古い認知症観」が根強く残っているのではないか。それによって、本人抜きに本人のことを決める状況や本人が希望を失う状況、認知症になることを受け入れがたい状況、認知症の人が社会的に孤立する状況がいまだに見られるのではないか――。認知症基本法および基本計画の議論の過程で、認

知症当事者が繰り返し強調したのが「新しい認知症観」である。認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方である。

認知症の人を含めた国民一人一人が「新しい認知症観」に立った社会をつくり出していくことが、認知症基本法に掲げられる共生社会の重要な要件となっている。

基本法成立に至る近年の国内外の動き

2006年に国連は、「障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）」を採択した。障害者権利条約は、障害者の権利を実現するために国がすべきことを定めたものだが、「Nothing About Us, Without Us（私たちが、私たちが抜きに決めないで）」という障害当事者の考え方が重視され、策定は障害者団体と共に進められた。わが国は2007年に条約に署名、その後、障害者およびその

家族・支援者などの参画により、障害者基本法の改正をはじめ、障害者制度改革に取り組み、2014年に同条約を批准した。

障害者権利条約は、認知症の本人の権利を打ち出す世界の動きの基盤にもなってきた。パイオニアとして知られるのはスコットランドであり、2002年に世界初の認知症当事者のみからなる「スコットランド認知症ワーキンググループ」を発足、2009年には当事者参画による「スコットランド認知症の人とケアラーの権利憲章」を策定している。

わが国では、2014年に当事者組織「日本認知症本人ワーキンググループ」が発足、代表を務める藤田和子氏による同年11月の認知症サミット日本後継イベントにおける講演が政府にインパクトを与え、2015年1月に、認知症の人やその家族の視点の重視を明記する認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が発表された。その後、2018年12月に「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、翌年「認知症施策推進大綱」を取りまとめた。大綱の下、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策が推進されることとなる。

こうした施策の下、認知症の本人が集い、語り合う本人ミーティングや、本人の気づきや声を地域づくりや政策づくりに反映する動き、いわば、本人の意見と力を生かして、希望と尊厳を持って暮らし続けることができる

社会を、本人とともにつくる、という「新しい文化」を醸成する試みが徐々に広がっていった。

認知症基本法の議論は、認知症施策推進に当たって省庁横断的な取り組みの必要性が高まる中、2015年3月の衆議院予算委員会における古屋範子議員の質問がきっかけとなって始まった。旧法案の廃案を経て、2021年に超党派の国会議員による「共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟」が発足、認知症当事者参画の下で勉強会が重ねられ、2023年6月に全会一致で可決されるに至った。

認知症基本法の意義―権利ベースのアプローチ

2015年3月、認知症に対する世界的アクションに関する第1回大臣級会合（WHO）の中で、国連の高齢者の人権享受に関する独立専門家に任命されたRosa Kornfeld-Matte氏は、認知症は公衆衛生の問題であると同時に人権の問題であることを強調、全ての国家およびその他のステークホルダーに、認知症に取り組み際には、権利ベースのアプローチ（Human Rights-Based Approach）を採用することを求めた。認知症当事者の国際組織であるDementia Alliance Internationalによる人権確保の訴えもあり、2017年にWHOが刊行した「認知症に対する公衆衛生上の対応に関する世界行動計画」では、領域を横断する理念の筆頭に「認知症とともに生きる人々の人権」が掲げられている。

権利ベースのアプローチは、1990年代後半から国際開発援助において採用されるようになり、国連のアナン事務総長は「単に人間のニーズという視点から事態を説明するだけでなく、個人の奪うことのできない権利に対する社会の応答義務という視点から事態を説明」「正義を権利として要求するよう人々をエンパワメントし、必要な場合には国際的な支援を要求するための道義的な根拠をコミュニティに与える」と述べている。

認知症の人に焦点を当てると、認知症とともに生きる人々が権利保有者であり、国家およびその他のステークホルダーが責務履行者となる。その他のステークホルダーには、地方公共団体、保健医療福祉の関係者だけでなく、教育関係者、企業や地域、そしてわれわれ一人一人が含まれる。すなわち、権利の実現は、社会全体の責任・共通の目標ということになる。認知症の本人が、国際的な原則、例えば障害者権利条約などを基盤に、自らの権利を知り、主張・要求できるように力づけ、権利保有者が権利を行使できるよう、また責務履行者が責務を履行する能力を発揮できるよう、包括的な戦略を練り、計画を推進するアプローチということになる。

認知症基本法を、単に認知症施策推進大綱の後継と捉えると、その本質を見逃すことになる。あなたの身近で認知症とともに生きる人々は、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができているのか。これは一人一人、本人にしか分からないこと。だからこそ、支



認知症の本人の声を施策や地域づくりに活かしていくステップ

認知症の本人の声を市町村施策に反映し、地域づくりに活用していくために重要なプロセスを、実行する際のポイントとともに紹介します。

STEP 01

認知症の本人の声を把握・本人同士の語り合い

行政の窓口から町かどまで、日々さまざまな場面・つづきやきつづきで本人が安心して暮らすことができる場があること、自治体の担当者等が地域に出向くことが重要。

「本人の声」とはなんですか？
聴覚は衰えていく本人がいないと聞いてはいませんか？

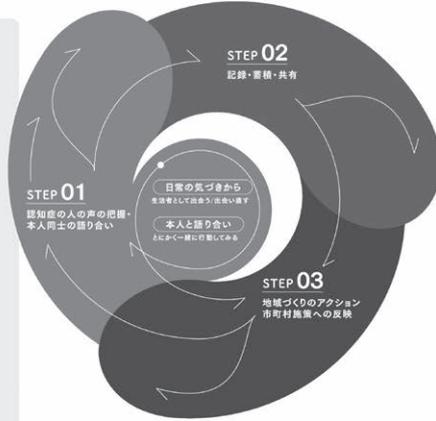
POINT
どの自治体でも、認知症の本人は、それぞれ抱えている暮らし、日々つづきやきつづきを求めています。声が届かない社会的背景も考えましょう。

本人の声(経験や思い、希望)はどこまで聞くことができるのでしょうか？

POINT
実はさまざまな機会に本人と出会い、本人の声を聞いている場面があるはず。どこでどんな声が届いてきているか、本人が安心して暮らすことができる場はあるか、改めて地域を見直してみましょう。

例：本人ミーティング、ピアサポート、認知症カフェ、介護予防・健康づくりの事業等を命じて地域住民が集う場、医療機関、介護事業所、地域包括支援センターや町会などは、本人の居場所、居か

POINT
自治体の担当者や認知症地域支援推進員等が、本人の暮らし・活動する場や生活環境を把握し、一緒に過ごしてみることが大切です。



STEP 02

記録・蓄積・共有

本人の声、聞いた人が聞きっぱなしになっていませんか？

POINT
把握した本人の声は、暮らしやすい地域づくりのための原動力。「情報源」として記録・蓄積して、多様な立場の人と共有すること。

POINT
自治体の担当者や認知症地域支援推進員に留まらず、庁内で既存の枠組みも活用して声を共有しましょう。関係者から取り出すことの際は、必ず本人に確認を。

例：地域ケア会議、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等の関係者、認知症施策や地域包括ケア・地域共生等を推進する庁内連携の会議、高齢者長寿リテに関する定例会

STEP 03

地域づくりのアクション・市町村施策への反映

本人の声をきっかけに、少数でもまず集まって一緒にアイデアを考え、小さなアクションを。トライ＆エラーの繰り返しで仲間づくりと地域づくりに。

POINT
気になっている声や場面はありますか？

POINT
本人の声はよりよい暮らしのヒント、いろいろな人に声をかけ、「人の本人の『あつたらいな』を本人と共有できるといいことが、人々の意識や行動に変化をもたらす。暮らしやすい地域づくりにつなげます。

POINT
今や増える認知症関連の事業、手一杯になっていませんか？

POINT
認知症関連の事業全体を俯瞰して、地元の本人の声に照らして目的を確認すること、本人が「暮らし」という視点でさまざまな領域の事業や取組みを見つづけることで、より効果的な施策の推進はかされるかもしれません。

出所 人とまちづくり研究所(2023)「今と未来のために、認知症の本人とともに、暮らしやすい地域をつくらう」pp.6-7

える対象としてではなく、権利の主体として、あるいは社会における「市民」として、認知症の人の暮らしを本人とともに振り返り、現状の認知症関連施策を「人権」というレンズを通じて見つづけることが求められている。

自治体への期待―認知症の本人と共に、暮らしやすい地域をつくらう

認知症基本法は、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することを目的とする(第1条)。全ての認知症施策に通じる考え方として、七つの基本理念を掲げ(第3条)、その具体的な施策として12の基本的施策を定める(第14条～第25条)。国や地方公共団体に加え、国民を含めた関係者の責務を明確化(第4条～第8条)、おののが自らの役割を担い、連携して取り組むこととする。さらに、国および地方公共団体は、認知症の人および家族等と議論を重ね、計画を策定し(第11条～第13条等)取り組むことが求められる。

まず、各自治体に期待することは、目指す「共生社会」の具体的なイメージを地域の中で共有することである。例えば東京都町田市では、2016年度に認知症の本人、家族、医療福祉関係者、行政、民間企業、NPO、研究者など多様な関係者の対話により、「認知症とともに生きるまちづくり」の指針として「16のまちだアイ・ステートメント」を作成している。主語が「私(＝現在、認知症である私と、これから認知症になりうる私)」であること、取り組みの結果、認知症の人の状態や暮らしがどのようなものかという形(アウトカム)で表現されていることに特徴がある。

そして、行政職員には、認知症地域支援推進員などの適切な配置に加え、自ら認知症の本人の暮らしや活動の場に出向き、一緒に過ごしてみることを勧めたい。筆者らの研究では、市区町村担当者の態度は本人の声の施策への反映の決定要因の一つであることが示唆され、その態度は、担当者が本人と出会って話を聞く機会を増やし、本人と共に行動を経験することで改善する可能性がある。認知症の本人の声は暮らしやすい地域づくりに向けたアイデアの宝庫。本人の声をきっかけに、小さなアクションを始めることが、人として当たり前であることを大切にする文化、共生社会へとつながっていく(図)。

主な参考文献

栗田主一(2024)「認知症と社会をめぐる歴史の変遷」、『週刊医学界新聞』第3547号 pp.23

栗田駿一郎(2024)「共生社会の実現を推進するための認知症基本法の政策過程―「政策の窓」モデルによる分析―」、『政策情報学会誌』18(1) pp.5-16

認知症施策推進関係者会議(2024)「認知症施策推進基本計画(案)の策定について」

林真由美(2017)「認知症とともに生きる人々のための権利と権利ベースのアプローチ」、『精神医学』59(8) pp.739-748

藤田和子・永田久美子(2020)「認知症とともに生きる希望宣言―一足先に認知症になった私たちからすべての人たちに―」、『老年医学』58(9) pp.483-487

松本博成・津田修治・堀田聡子(2024)「認知症のある本人の声を施策への反映」に対する市区町村の認知症施策担当者の態度第83回日本公衆衛生学会総会POG-1 WHO(2017) Global action plan on the public health response to dementia 2017-2025

認知症になっても安心して暮らせる 地域を目指して

しづかわ
渋川市長(群馬県)

たかぎ
高木 勉



はじめに

渋川市は群馬県のほぼ中央部に位置し、関東平野の始まる位置に当たり、古くから交通の要衝として栄え、豊富な水資源を生かした工業、山地の開拓による農業や、首都圏の輿座敷となる観光・温泉などを主要産業として発展してきた。

市の南側は県都前橋市に隣接し、東京都心まで120km、高速道路(関越自動車道渋川伊香保IC)利用で約2時間、JR上越線および新幹線利用で約1時間10分の距離にあり、交通網としては、JRが2路線通り、それぞれ4駅ある。

地形は、南部は平たんだが、それ以外は山を背に開けているので標高差の多い市となっている。

平成の合併では、1市1町4村が合併し、人口は8万7535人、高齢化率は23・2%(平成18年2月末)であったが、現在は、人口7万2600人、高齢化率36・3%(本年3

月末)となっている。

共生社会実現のまち 渋川市

本市は、ニュージーランドのファカタネ市と友好都市協定を締結しており、20年以上にわたって交流を継続しているつながりをきっかけに、令和元年に内閣官房 東京オリンピック・パラリンピック推進本部から「共生社会ホストタウン」に登録された。この登録を契機に共生社会の実現を目指している。

全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生が送れる社会、「自分らしく」「互いに寄り添い」「共に生きる」共生社会実現のまちの実現に向けて取り組んでいる。

認知症高齢者等にやさしい 地域づくりのために

地域での理解の促進や見守りの強化のため認知症施策の見直しを進めている。

ひとり歩きによって事故に遭ったり、命を

落としてしまう人を減らせるよう、声を掛ける勇氣を持つこと、さらには、上手な声の掛け方や対応の仕方を学び、地域での見守りや声掛けの担い手になることを目的として講座や座談会を開催している。警察もアドバイザーとして参加し、実際の保護の状況などを伝えることで、身近な場所で起きていることとして捉えるきっかけとしている。

また、新たな取り組みを計画的に推進していくために、医療や介護との連携が欠かせないことから、地区医師会の協力により認知症初期集中支援チームの設置や施策について多職種の見解を反映するとともに、庁内における他分野への理解を深めるための「認知症施策推進委員会」を設置した。推進委員会では、積極的な発言により行政と多職種との連携や施策への意見が出されている。

地域での連携を強化するための嘱託医の導入を進め、認知症地域支援推進員や地域包括支援センターへの相談や助言を行うことで、一層の連携強化が図られている。

認知症条例の策定に向けて

本市における高齢化率は全国・群馬県と比較し、高齢化率は5ポイントほど高い状況にあり、今後高齢者人口の増加とともに認知症の人の増加が予想されている。

認知症施策推進大綱における「共生」と「予防」の両輪の施策を推進すること、認知症になっても、希望を持って前を向き、やりた
い事ができ、地域の一員として社会に参加できるような施策を推進することで、認知症の正

しい理解を共有し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる「共生社会実現のまち」を目指すことが、本市のコンセプトに合致したこと、より身近に認知症について知ってもらい気持ちを醸成することが重要であることから条例を制定することとした。

渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例

認知症の人と身近に接している専門職や当事者、家族などをワーキンググループのメンバーとして、条例のコン

セプトを検討した。

認知症の人の視点に立ち、その意思、家族の思いを反映させた内容とするため直接本人、家族などの声を聞くためのアンケート調査より、内容を分析し、協議し、「渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例」を制定した。

基本理念を定め認知症の人、市民等、地域組織、事業者、関係機関、市それぞれの役割と責務を明らかにし、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう取り組みを推進している。

基本理念

- 1 認知症になっても自らの意思が尊重され、自分らしく暮らせる地域を目指すこと。
- 2 認知症の発症を遅らせ、進行を緩やかにするために生活習慣病を予防し、人との交流を促すこと。
- 3 認知症の正しい知識を深め、思いやりを持つこと。
- 4 人との交流により、住み慣れた場所で暮らせる地域をつくること。

認知症の理解を深めるための取り組みの推進、普及啓発の拡充

認知症を正しく理解する機会である「認知症サポーター養成講座」の充実を図るため、多くの場面での開催機会を検討した。

小学生を対象とした「認知症まなびの講座」は、平成28年に開始し、コロナ禍を経て令和4年には市内全14校で開催している。受講後のアンケートより相手を思いやる気持ちが育まれていると感じている。

職域への働きかけとして、本市の職員研修や「渋川市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業」の協定事業所への講座を開催している。高齢者に直接接する接客関係だけでなく、配達中に地域を巡回した際に、何かあったら声を掛けていくことや従業員の家族にも起こり得ること、また、従業員にも起こ

それぞれの役割と責務





小学生のための認知症まなびの講座の様子

り得ることとして理解を進めている。
 また、生活支援体制整備事業における協議体では、地域の全自治会へ講座開催を推進する地域もあり、サポーター養成が広がっている。
 その他にも、周知の拡大として、市役所市民ホールなどを利用した「認知症月間行事」や「認知症サポーターデー」などを開催している。認知症月間行事では、市の施策や認知症の人

への接し方、認知症の本人の声のパネル展示や市立図書館との共催による本の展示、希望大使^(※1)の動画上映、デジタルサイネージなどに取り組んでいる。認知症サポーターデーは、eスポーツ体験、コグニサイズ、「聞こえ」のチェック、自動車運転の認知機能検査体験など多世代の人に体験していただけるイベントを開催し、理解を促す機会を設けている。

(※1) 認知症本人大使「希望大使」
 認知症になっても希望を持って暮らしていけることを発信する、認知症の方々のこと

認知症の人の気持ち・家族の気持ち



認知症の人の気持ち

- ◎ 楽しい、うれしいこと
 - ・家族と暮らせることが幸せ。
 - ・友人、知人と話ができる。
 - ・おいしく食べる、ご飯が楽しみ。
- ◎ 困っていることや不安なこと
 - ・いろいろなことを忘れてしまう。さびしい。
 - ・どンドン頭がぼかになっていくのがイヤだ。
- ◎ してほしくないこと
 - ・怒られる、急がされる。
 - ・「あれしろ」「これしろ」と言われるのは嫌だ。
 - ・自分で決めたい事もある。
 - ・自分でできることはしたい。
- ◎ やりたいこと、行きたいところ
 - ・詩吟、編み物、野菜作り
 - ・歩きたい。
 - ・旅行に行きたい。
 - ・いろいろな人と話したい。



家族の人の気持ち

- ◎ こうなったらいいなと思っていること
 - ◎ 穏やかに過ごせればよい。本人は忘れても周りの人がわかってくれればよい。
 - 病気について話すときよくそんなことが言えるねなど言われ、周りの人に正しく理解してほしい。一気になるものでもない。他の病気と同じということを理解できる社会になってほしい。

認知症条例アンケートより一部抜粋

認知症月間行事におけるパネルの一例

おわりに

認知症に関心を持ち講座などを受講する人もいるが、身近な事として知る機会がない人たちへのアプローチが課題である。
 認知症になっても安心して暮らせる地域となるよう、引き続き周知活動を工夫し多世代、各地域に届く施策を展開する所存である。
 今後も本市の認知症とともに生きる地域ふれあい条例、共生社会実現のための認知症基本法の理念に基づき、認知症について多くの人が正しく理解し、思いやりを持ち、本人の意思が尊重されるような地域を目指す。

「認知症に対する不安のないまちづくり」の推進

おおぶ
大府市長（愛知県）

おかむらひでと
岡村秀人



はじめに

大府市は、愛知県の西部、知多半島の根幹部に位置し、北部が名古屋市に、東部が三河地方に隣接する交通の要衝という地理的条件に加え、大都市近郊でありながら緑豊かな自然環境にも恵まれ、農・工・商・住の調和の取れた都市として発展してきた。人口は、約9万3000人（2024年3月末現在9万2982人）で、現在も子育て世代を中心に流入が続き、緩やかな増加傾向が続いている。65歳以上の高齢化率は21・66%（2024年10月現在）で、全国平均より低い状態にあるものの、75歳以上の高齢者の増加率が高くなっており、将来を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けたさらなる取り組みを推進しているところである。

全国初となる認知症総合条例の制定

本市は昭和45年の市制施行以来、一貫して「健康都市」を基本理念に掲げ、市民の健康づくりや医療福祉の充実に力を入れてきた。と

りわけ認知症施策については、国立長寿医療研究センターと認知症介護研究・研修大府センターという日本有数の研究機関が市内に立地していることもあり、早くから認知症の予防と、認知症の人にやさしい地域づくりに取り組んできた。

そのような中、平成19年12月に市内で発生した認知症の人の鉄道事故は、後に家族の監督義務の在り方を巡って最高裁まで争われることになり、社会的な関心を集めるとともに、認知症の人やその家族が地域の中で安心して暮らすためには、まだまだ取り組むべき課題があることを浮き彫りにした。「鉄道事故のあったまち」として、認知症施策をさらに充実させていくとともに、市民や関係者の方々と一体となって、まちづくりに取り組んでいくためのシンボルとして、事故から10年という節目である平成29年12月に、「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定した。

本条例は、全国で初となる認知症に対する総合条例であることに加え、認知症になることとの不安（＝予防）と、認知症になった後の不

安（＝生活支援、やさしい地域づくり）の両者に対応した条例であるという特色がある。条例では、施策を推進する上での指針となる基本理念に加え、市民や地域組織、事業者、関係機関といった幅広い主体の役割と、市の責務を規定し、市は、認知症の人とその家族の意向や要望などに基づき、認知症に関する施策を総合的に実施するとともに、「正しい知識の普及」「予防」「認知症の人及びその家族への支援」に関して、具体的な取り組みを推進し、必要な支援を行うこととした。

国立長寿医療研究センターと連携した認知症予防

認知症予防については、早くから、国立長寿医療研究センターと連携したさまざまな取り組みを進めてきた。平成23年度から、65歳以上の市民約5000人を対象に大規模な健康診断「脳とからだの健康チェック」を実施し、そこから得られた知見を基に、平成28年度から、市内の75歳以上の高齢者を対象に、認知機能の低下やフレイルリスクのスクリー

ニングを目的とした認知症予防健診「プラチナ長寿健診」を開始した。その後も、オーラルフレイルの予防を目的とした「食べる機能健診」、運転寿命の延伸を目的とした「VR運転技能検査」の追加や対象年齢の引き下げなど、その内容をさらに充実させている。また、認知症予防活動として、国立長寿医療研究センターが開発した「コグニサイズ」（運動と認知課題を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの総称）を広く市民に実践してもらうため、介護予防教室「健康長寿塾」を平成24年度から開始している。令和5年度からは、国立長寿医療研究センターの最新の科学的根拠を生かした多因子介入プロジェクトとして、新たに健康長寿塾「認知症予防強化コース」も追加した。さらに、日常的なセルフケアを促す取り組みとして、活動記録手帳「コグニノート」を配布している。日々の身体・知的・社会参加活動を記録し、市内公共施設からデータを送信すると、直ちに「活動結果レポート」がその場で出力される仕組みで、日々の取り組みをサポートしている。

「認知症サポーター養成2万人チャレンジ」の達成

条例制定後、重点的に取り組んだ事業として、認知症サポーターの養成がある。本市では、平成19年度から認知症サポーターの養成を開始し、条例制定時点で約9000人のサポーターが誕生していたが、認知症に関する正しい知識を普及し、地域における見守り体

制を強化するため、その養成数のさらなる増加を目指し、平成30年度からの3年間でサポーター数を倍増させる「認知症サポーター養成2万人チャレンジ」を展開した。学校、職場、地域等に出向くなど、積極的に養成講座の開催を進める中、特徴的な取り組みの一つに「市内中学1年生全員受講」が挙げられる。市内には四つの中学校があるが、教育委員会の協力の下、平成30年度以降、全校ではほぼ毎年講座を実施し、原則、市内中学校出身者は講座受講経験があり、認知症に理解があるという状況をつくることができている。新型コロナウイルス感染症の影響で当初予定より時間がかかったものの、令和4年7月、ついに2万人の養成を達成し、同年11月、厚生労働省主催の「第11回健康寿命をのびそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）」で厚生労働大臣優秀賞を受賞した。現在は、次なる目標としてサポーター養成数3万人を掲げ、引き続き積極的に取り組んでいる。

認知症ヘルプマークの制作

本年度の新たな事業の一つが、「認知症ヘルプマークの制作」である。令和5年9月21



認知症ヘルプマークのデザイン決定(令和6年9月)

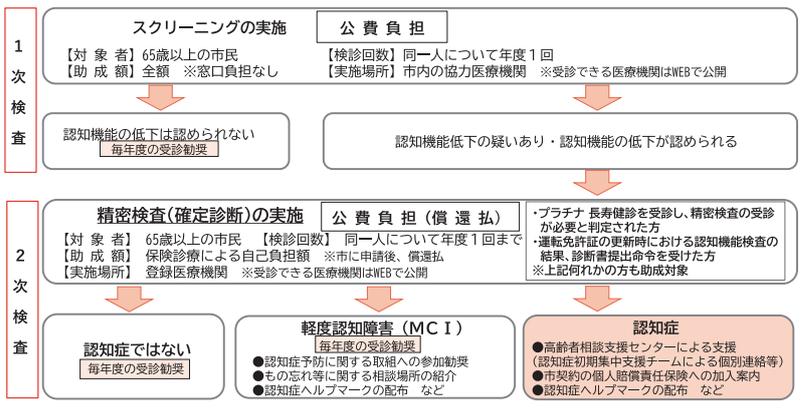
日の世界アルツハイマーデーに、鉄道事故で父を亡くされた高井隆一さんから提案いただいたことをきっかけに検討を開始した。認知症の人がまちを一人で歩いている時や困っている時に、見守りや援助を受けやすくなるよう当事者が身に付けるマークとして、全国から広くデザインを公募し、293点の応募を頂いた。特賞を受賞し、採用したデザインは、認知症の人に周りの方がやさしく手を差し伸べる様子をイメージして描かれたものである。

本年9月下旬より認知症により「一人歩き」(本市では、「認知症になると何も分からなくなる」「認知症の人の外出は危険」といった誤解や偏見につながる恐れがあるため、「徘徊」という表現は使用しない)をする恐れのある人やその家族に対して、無償配布を行っている。本市の「認知症ヘルプマーク」が他の自治体でも広く利用され、認知症に対する正しい理解や見守りにつながっていくことを期待している。

「大府もの忘れ検診」の開始

さらに、本年度に新たに開始した事業として、「大府もの忘れ検診」(認知症診断助成制

図 大府もの忘れ検診(認知症診断助成制度)の概要



度)がある。認知症介護研究・研修大府センターの驚見センター長の協力の下で制度設計し、認知症の早期発見・早期対応を促し、市のさまざまな認知症支援施策につなげることを目的としている。

1次検査は市医師団の協力により、地域の医療機関において簡易スクリーニングを行う。このスクリーニングの結果「認知機能低下の疑いあり」もしくは「認知機能低下が認められる」場合には

2次検査に進む。1次検査の費用は、市医師団から市に対して請求することとなっているので、市民の経済的な負担は発生しない。2次検査は国立長寿医療研究センターをはじめとした本事業の登録関連で実施され、精密検査により認知症の原因疾患

の診断まで行う。2次検査の費用については、保険診療の自己負担分を助成対象とし、市の窓口で申請(償還払)を行うこととしている。これは、認知症の人を市で把握し、「介護保険制度」や認知症などで行方不明になる可能性がある方の情報を市に登録する「認知症高齢者等事前情報登録制度」「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」をはじめとする、必要なサービスにつなげるためである。

この「認知症高齢者等事前情報登録制度」と「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」は条例制定を機に開始し、本年9月現在で約100人の方が登録している。一方で、市内の65歳以上の高齢者数は約2万人で、約3000人の認知症有病者がいると推計されている。認知症の有病者であっても、軽度であったり、身体能力低下や施設入所中等で、行方不明になる恐れのない人もいるため、登録者の多寡の評価は難しいが、認知症であることを認めたくない、隠したい、サービスを知らないなどの理由により医療や介護、行政サービスに結び付いていないケースもあると考えている。今回の大府もの忘れ検診制度創設を機に、必要な方に必要な支援を届けられるように努めていきたい。

今後の展望

加えて、本市では、認知症の人の社会参加の場づくりとして①「市役所のチームオレンジ化」(職員が適切に研修を受講し、各部署に

おいて認知症の人に対して業務サポートを依頼し、社会参加を促す取り組み)、②地域における行方不明者搜索模擬訓練の実施、③認知症の人やその家族が参加するピアサポート(医師と患者のような垂直の関係ではなく、自助グループなどが行っている仲間同士の助け合いのこと)や、認知症の人や家族の意見を施策に反映することを狙いとした「コスモスタクラブ」の開催、④大府市成年後見センターの設置と市民後見人の育成など、多岐にわたる事業を実施している。

現在、本市が培ってきた健康づくり・介護予防の知見とデジタル技術を活用した「健康増進・交流拠点施設」の整備を進めており、国立長寿医療研究センター、株式会社スギ薬局、ソフトバンク株式会社など、各分野のトップランナーと連携し、超高齢社会の課題解決を図るさまざまなモデル事業を展開することとしている。

本市では、「人生100年時代」にふさわしい、新たな高齢者像の確立と高齢者福祉サービスのさらなる充実を掲げる「おおほほ生き活き高齢者応援八策」の策定を進め、認知症不安ゼロのまちづくりも、八策の主要な柱の一つとしている。

誰もが生き生きと活躍し、心豊かに安心して暮らすことのできる「幸齢社会」の実現に向けたまちづくりを積極的に推進するために、あれこれと思いを巡らせている昨今である。

認知症と共に生きる社会に向けて 福岡市認知症フレンドリー・プロジェクト

福岡市長(福岡県) 高島宗一郎



はじめに

福岡市は九州北部に位置し、総面積約340km²、人口約165万人の政令指定都市である。玄界灘を介して、大陸や朝鮮半島に隣接する地の利を生かし、古くから交流の玄関口として、また、大陸・半島と日本各地をつなぐ結節点として都市が発展してきた。

博多どんたくや博多祇園山笠に代表される祭り、恵まれた自然環境から得られる新鮮な素材を生かした豊かな食文化などの魅力が豊富で、国内外から住みやすい都市との評価を得ている。近年は、「都市の成長と生活の質の向上の好循環」を掲げ、人と環境と都市活力の調和が取れたアジアのリーダー都市を目指し、スタートアップや国際金融機能の誘致など、新しい産業集積にも取り組んでおり、国内外から注目を集める都市の一つになっている。

一方、他の都市同様に少子高齢社会の進展に伴う人口構造の変化とともに、認知症の人

の数も増え続けると予測されており、さまざまな面でこれまでのライフスタイルや価値観を転換せざるを得ない時代に直面している。

人生100年代を見据えた

「認知症フレンドリーシティ」を目指す

こうした状況の中、本市では、人生100年代時代を見据え、誰もが心身共に健康で自分らしく活躍できる、持続可能なまちを目指すプロジェクト「福岡100」を、産学官民オール福岡で推進している。

この「福岡100」の取り組みのリーディングプロジェクトとして、平成30年に「認知症フレンドリーシティ」を宣言し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指して、ソフト、ハード両面からさまざまな施策を展開している。

認知症コミュニケーション・ケア技法

「ユマニチュード」の普及

まず、ソフト面の特徴的な取り組みとし

て、認知症コミュニケーション・ケア技法「ユマニチュード」の普及を推進している。

ユマニチュードは、フランス発祥の「見る」「話す」「触れる」「立つ」という四つを基本とした、知覚・感情・言語による包括的コミュニケーションに基づいたケア技法で、導入に当たっては、2年にわたり病院や施設、家族を対象とした実証実験を行った。

その結果、認知症の人特有のケアの拒否や暴言といった行動心理症状が減少し、介護者のストレスの軽減などを確認できたことから、平成30年度よりユマニチュードの講座を三つのフェーズに分けて実施している。

- フェーズ1…ユマニチュードを知らない人向けの「知る」講座
- フェーズ2…ユマニチュードを学びたい人向けの「学ぶ」講座
- フェーズ3…専門職や家族介護者などケアを実践する人向けの「実践する」講座

このうち、フェーズ1については、主な対象が地域住民や児童生徒であることから、地域に根差して活動する人の中から講師となる「地域リーダー」を養成し、本年度末までには、延べ3万人が受講する見込みとなっている。

また、令和5年11月、国境を越えてユマニチュードを推進することを目的とした「国境なきユマニチュード憲章」に、自治体として世界で唯一調印した。今後、高齢化が進み認知症の人と接する機会が多くなる中、ユマニチュードの普及は、認知症フレンドリーシティを目指す上で非常に重要なソリューションとなる。本市が他の自治体に先駆けてこれまでやってきた知見やノウハウなどを、全国に、そして世界に広げていきたい。

「認知症の人にもやさしいデザイン」の普及

次に、ハード面の取り組みとして、「認知症の人にもやさしいデザイン」の普及に取り組んでいる。

「認知症デザイン」は、記憶障害や理解力、判断力などが低下する認知症の症状を踏まえ、ユニバーサルデザインをベースとして、



認知症の人にもやさしいデザインを導入したトイレ

認知症の人が自分のペースで安心して自分らしく暮らせるよう、落ち着きがあり、分かりやすい環境をつくり出すために工夫したデザインで、既に民間施設を含む63施設に導入している。

さらに、本年度から導入対象を施設内から屋外にも拡大し、本年5月に供用開始した福岡市地下鉄橋本駅前広場に導入した。この取り組みは、認知症環境デザインの研究で著名な英国スターリング大学認知症サービス開発

センターの評価制度において、屋外施設としては世界で初めて最上位の「ゴールド認証」を受けた。

さらに、認知症の人と共にインクルーシブな製品を開発するなど、認知症の人にもやさしいデザインをものづくりにも取り入れる活動を行っている。

これらの取り組みが高く評価され、令和6年度「グッドデザイン賞ベスト100」を受賞した。

認知症の人の活躍の場の創出

ここまで紹介した取り組みは、いずれも認知症の人やその家族を支援するための施策であるが、認知症の人が自分らしく暮らせるまちの実現には、「認知症の人が活躍する」視点が欠かせない。そこで、産学官民、オール福岡で認知症の人が活躍するための施策にも取り組んでいる。

まず、認知症の人の活躍を応援する協議体として「福岡オレンジパートナーズ」を設立し、さまざまなテーマについて「当事者参加型勉強会」を開催するとともに、この取り組みを通して、認知症の人の声を反映させた製品やサービスが生まれている。

また、認知症の人だけが登録できる「オレンジ人材バンク」も設置し、認知症の人が希望を持って生きる共生社会の推進に向け、官民が連携し、認知症の人が活躍できる場の創出を図っている。

企業が開発した認知症の人にもやさしい製品



高齢者にも使いやすいガスコンロ

西部ガス㈱・リンナイ㈱



物をなくさない園芸バッグ・結ばなくていいエプロン

㈱Welzo



認知症フレンドリーセンターでのAR体験

認知症施策の拠点施設
「認知症フレンドリーセンター」の設置

これまでに紹介した、認知症施策をより一層推進していくため、認知症フレンドリーな取り組みや最新の知見の発信拠点として、令和5年9月「認知症フレンドリーセンター」を設置した。

同センターは、認知症デザインを採用した空間設計がなされており、壁と床にコントラストを設けたり、サインの見やすさや配置などに工夫を加えたりすることで、不安や戸惑

いを軽減し、誰にとっても居心地の良い空間になるよう配慮されている。

センター内には、認知症の人の声を反映して開発された認知症の人にもやさしい製品・サービスを紹介する展示エリアや、認知症の人の視野感覚を疑似体験できるAR（拡張現実）体験エリアなどがあり、ユマニチュード市民講座や本人ミーティングなどを定期開催している。また、若年性認知症支援コーディネートセンターも配置している。

同センターには、認知症の人やその家族、医療・介護の専門職、国内外から認知症について学びにくる人など、連日多くの人が訪れ、1年間で約8000人が来館している。

今後の展望

本市では、都市と自然が調和したコンパクトで住みやすい都市の魅力を生かし、国内外から多様な人材が集い、チャレンジする環境を整えることで、生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を実現している。

元気で活力がある今こそ、「認知症フレンドリーシテイプロジェクト」に取り組み、「認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまち」を目指すとともに、ここで紹介した本市のさまざまな取り組みがモデルの一つとなり、全国に広がっていくよう一層推進していく。